

報 告 第 5 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立市民総合体育館大規模改造工事変更請負契約の締結について

平成29年5月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 市立市民総合体育館大規模改造工事
- 2 施 工 場 所 富士見市大字鶴馬地内
- 3 履 行 期 限 平成29年3月17日
- 4 請 負 金 額 507,967,200円
- 5 変更請負金額 517,428,000円
- 6 請 負 業 者 佐伯・大嶋特定建設工事共同企業体

代表構成員 さいたま市北区日進町1丁目319番地
株式会社佐伯工務店

代表取締役 安 藤 嘉 明

構 成 員 富士見市山室2丁目23番26号
株式会社大嶋技建

代表取締役 大 嶋 定 男

平成29年3月16日

富士見市長 星 野 光 弘

印